

エコチューニング事業者の皆様へ

エコチューニング コンサルタント保険

エコチューニングの計画・実践指導に不備があり他人の財物に損壊を与えたなどの賠償事故を幅広く補償する制度です。

賠償責任保険普通保険約款＋生産物特別約款＋追加特約
(全国ビルメンテナンス協会・エコチューニング(コンサルティング)業務用)

空調設定の操作手順を誤って実践指導したことにより、設備が爆発し、ケガをさせた。



事故例



誤った操作手順のエコチューニング計画を立てたことにより、温度が急激に上がり、テナントの冷蔵品が損傷した。

本制度は、
全国ビルメンテナンス協会が
保険契約者となり、
各エコチューニング事業者を被保険者として
共栄火災海上保険株式会社と保険契約の締結を行います。

●お問い合わせ先●

一般財団法人 全国中小企業共済財団(全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-12 TEL.03-3264-1511 FAX.03-3239-1978

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館5F
TEL.03-3805-7560 FAX.03-3805-7561



補償期間

2021年3月1日から1年間

○補償期間中に途中で申込をされた場合は、翌月1日の午後4時から2022年3月1日の午後4時までの補償とします。

○中途加入の際には、前月の10日までに加入依頼書をご提出ください。

補償内容と年間保険料

財物損壊を伴わない使用不能損害

財物補償限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額

生産物 賠償責任 保 険

身体：1名 1億円
1事故 1億円 財物：1事故 1億円 使用不能損害：1,000万円(A)

身体：1名 1億円
1事故 3億円 財物：1事故 3億円 使用不能損害：3,000万円(B)

身体：1名 2億円
1事故 5億円 財物：1事故 5億円 使用不能損害：5,000万円(C)

年 間 保 険 料

(A)：36,000円

(B)：42,000円

(C)：48,000円

※上記補償に対し、1事故につき50,000円の免責金額(自己負担額)が適用されます。

加入手続き について

加入依頼書を全
国ビルメンテナ
ンス協会へ送付
してください。

保険料は

ご加入の際にお
支払ください。

ご加入後に

「加入者証」を
ご送付しますの
で、大切に保管
ください。

補償対象とならない主な損害

次のような場合には、
保険金支払の
対象となりませんので
ご注意ください。

1 エコチューニング業務に
よる経費削減効果が表れ
なかったことによる損害

2 加入事業者の故意

3 地震・噴火・洪水・津
波などの天災、戦争・暴
動などに起因する事故

4 他人との契約に
より加重された
賠償責任

5 加入事業者の使用
人の業務従事中の
身体障害

お支払いする保険金の種類

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

	保 険 金 の 種 類	支 払 方 法	
賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用 損害	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※ 1 ①の保険金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※ 2 ①の保険金請求権については、被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

ご加入にあたっての注意点

- このパンフレットは、概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店、または幹事保険会社にお問い合わせください。
- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では、加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店、または引受幹事保険会社にご通知ください。
- 個々のエコチューニング契約を特定したり、新たに通知いただく必要はありませんが、事故発生時にはエコチューニング（コンサルティング）契約書、エコチューニング実践計画書など、業務内容、および請負関係が分かる書類をご提出いただくこととなります。
- 他の賠償責任保険契約等から保険金、または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- この保険は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会を保険契約者、エコチューニング事業者の方を保険の補償を受けられる方（「被保険者」といいます。）とする保険契約です。
- この保険は複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 契約内容の詳細については、取扱代理店、または引受幹事保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際してはこのパンフレットを熟読願います。

保険金をお支払いできない主な場合

直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- (2) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (3) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (4) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (5) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (6) 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- (7) 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- (8) 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

など

●このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入の際は、重要事項説明書を必ずご一読ください。ご不明な点については、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問い合わせください。

もし事故が起きた時は

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受幹事保険会社にご連絡ください。

先取特権について

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

◎示談金額を決定する場合には必ず事前に引受幹事保険会社にご連絡ください。事前にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた（または支払う予定の）損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

取扱代理店

一般財団法人 全国中小企業共済財団

平河商事株式会社（幹事代理店）

東京都千代田区平河町1-4-12 電話03-3264-6493

引受保険会社

幹事保険会社

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第一課

東京都港区新橋1-18-6 電話03-3504-2956

非幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、エコチューニングコンサルタント保険パンフレット（以下「パンフレット」といいます。）をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いができないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。
- ②事故が発生した場合は、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は、原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し・失効

- (1)ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入した場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2)ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてがんを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④上記①～③のほか、ご加入者または被保険者が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合があります。返れい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

8. 事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況・保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。
- (2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店・共栄火災営業店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077（通話料無料）

< 指定紛争解決機関 >

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル-通話料有料] [受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびそのグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (https://www.kyoeikasai.co.jp/) をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申し込みください。

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 行

「エコチューニング コンサルタント保険」加入依頼書

加入依頼書提出日

年

月

日

住所	〒	TEL:	FAX:
	(カナ)		
加入者 (被保険者)	事業者No		
	会社名	記名・押印ください。私は保険契約者である公益社団法人全国ビルメンテナンス協会に本制度の加入を依頼します。 (カナ)	
	代表者名	記名・押印ください。 (カナ)	



代表者印を押してください。(認印で結構です)

【保険プラン】のご選択

該当するご希望の保険プランにチェック☑してください。

生産物賠償責任保険			
保険期間 2021年3月1日～2022年3月1日			
保険プラン	<input type="checkbox"/> Aプラン	<input type="checkbox"/> Bプラン	<input type="checkbox"/> Cプラン
年間保険料	36,000円	42,000円	48,000円
※【中途加入】保険期間 20 年 月1日～2022年3月1日			
保険プラン	<input type="checkbox"/> Aプラン	<input type="checkbox"/> Bプラン	<input type="checkbox"/> Cプラン
中途加入保険料	円	円	円

※ご加入される月によって保険料は異なります。詳細は裏面をご確認ください。

補償内容			
保険プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
身体賠償	1名1億円・1事故1億円	1名1億円・1事故3億円	1名2億円・1事故5億円
財物賠償 (1事故)	1億円	3億円	5億円
財物損壊を伴う 使用不能損害	1,000万円	3,000万円	5,000万円
財物損壊を伴わない 使用不能損害	財物賠償支払限度額の10%または1,000万円のいずれか低い額		
免責金額 (自己負担額)	上記補償に対し、1事故につき5万円の免責金額(自己負担額)が適用されます		

★ 他の 賠償 保険 契約	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (当社のみ)	有の場合は、下記を記入してください。なお、全てを記入できない場合は、「有 (別紙)」に○印をした上で、別紙「他保険契約付属告知書」に他保険契約の契約内容を記入してください。 この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払ができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 有 (他社含む)	<input type="checkbox"/> 有 (別紙)	
	保険種類	保険会社	
	満期日	保険金額(補償金額)	千円

＜ご加入に際して＞

上記記載事項が事実と相違ないことを確認・同意の上、加入を依頼します。

～振込先～

銀行名 : 三井住友銀行 東京公務部
 口座名義 : (公社)全国ビルメンテナンス協会
 エコチューニング推進センター
 (カナ) : シャゼンコクビルメンテナンスキョウカイ
 エコチューニングスイシンセンター
 口座番号 : 普通預金 0174701
 ※保険料の振込票(写)を本書とあわせてご送付ください。

～送付先(ご郵送ください)～

〒116-0013
 東京都荒川区西日暮里5-12-5
 ビルメンテナンス会館5F
 TEL: 03-3805-7560
 FAX: 03-3805-7561

中途加入保険料

加入月	Aプラン	Bプラン	Cプラン
3月 (2月10日までに申込)	36,000円	42,000円	48,000円
4月 (3月10日までに申込)	33,000円	38,500円	44,000円
5月 (4月10日までに申込)	30,000円	35,000円	40,000円
6月 (5月10日までに申込)	27,000円	31,500円	36,000円
7月 (6月10日までに申込)	24,000円	28,000円	32,000円
8月 (7月10日までに申込)	21,000円	24,500円	28,000円
9月 (8月10日までに申込)	18,000円	21,000円	24,000円
10月 (9月10日までに申込)	15,000円	17,500円	20,000円
11月 (10月10日までに申込)	12,000円	14,000円	16,000円
12月 (11月10日までに申込)	9,000円	10,500円	12,000円
1月 (12月10日までに申込)	6,000円	7,000円	8,000円
2月 (1月10日までに申込)	3,000円	3,500円	4,000円